

## 本宮市震災・原子力災害復興計画 【第3版】

安全と安心を大きな夢につなげる「福島へのまち」本宮  
～りっばに再生、取り戻そう元氣、復興まちづくり～

平成25年5月  
 本宮市

I 計画策定の趣旨	1
II 復興方針	3
1 計画の位置づけ	3
2 計画の期間	3
3 計画が目指す復興後のまちの姿	4
4 復興の目標と施策体系	4
5 復興に向けた取り組み	5
目標 1 多様な世代が安全・安心を実感する	5
暮らしの再生	5
施策 1-1 生活圏放射線除染対策	5
施策 1-2 健康対策	7
施策 1-3 損害賠償対策	11
施策 1-4 被災者生活再建支援	12
施策 1-5 災害時避難対策の強化	13
目標 2 地域資源の復旧と産業再生による復興	13
施策 2-1 社会福祉・教育施設の復旧整備	13
施策 2-2 産業再生対策	16
施策 2-3 風評被害対策	18
目標 3 交流と運劇による復興の推進	20
施策 3-1 安心を生む自治体連携体制の構築	20
施策 3-2 復興につなげる自治体間交流の推進	20
目標 4 未来社会の創造につなげる	21
再エネ可能エネルギーの推進	21
施策 4-1 再生可能エネルギーの推進	21
復興のための財政基盤の構築	23
III 市民の心を一つにつなぐ復興の想い	24
1 市民意識の制定	24
2 市民の歌の制定	24
3 復興の想いの開催	24
【主な事業・取組一覧】	25

別紙 本宮市除染実施計画

## I 計画策定の趣旨

平成23年3月31日に発生した東日本太平洋沖地震は、マグニチュード9.0というおわが国の地震観測史上最大規模となり、その後には続いた大津波は太平洋沿岸部に、奪い生命と財産を奪う壊滅的な被害をもたらしました。本市においても、地震により家屋、道路、教育施設、上下水道等に甚大な被害を受けました。

また、東京電力福島第1原子力発電所の事故は、広範囲にわたり放射性物質を飛散させ、甚大な環境汚染を引き起す重大事故となっております。そして、この飛散した放射性物質は、自治体規模で県内外への避難を余儀なくされる深刻な事態を招いています。この広範囲に及ぶ環境汚染は、本市において原子力災害として、市民の健康被害への懸念を御大させるとともに、農水産業・観光産業・商工業が風評被害を受け地域経済が衰退するなど、かつて経験のない事態となっております。

現時点では、いつ原子力発電所事故が収束し、環境汚染が解消するか先が見えない状況となっておりますが、こうした事態を一刻も早く乗り切り、市民の笑顔を、そしてふとるさと本宮を取り戻すため、すべての市民が思いを共有し一丸となり復興を遂げる必要があります。また、本宮市は平成23年8月1日に「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」に基づき「特定被災地地方公共団体」の指定を受けましたことにより、国の財政支援を有効に活用し早急に復興を目指す必要があります。

この「本宮市震災・原子力災害復興計画【第2版】」につきましては、平成24年1月に策定した本復興計画【第1版】の策定趣旨を基本とし、以後にいたいただきました市民の御さんのご意見を本計画に反映させるとともに、これまで実施に向け検討されてきた新たな取り組みや事業についての方針を定めて、早期復興に向けた取り組みを充実させることを目的として策定するものです。

### 【第3版】の趣旨

本市では、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境汚染への対処に関する特別措置法（以下、「特措法」という）に基づいて平成23年12月に環境大臣から汚染状況重化圏指定地域に指定され、特措法により市会域を市長が後援を行うことになったため、「本宮市震災・原子力災害復興計画」第1版及び第2版により各種施策を講じて除染と同様に復興に向けた取り組みを進めています。

その後、平成24年1月に特措法が全面施行され、「本宮市除染実施計画【第3版】」では、法第36条に基づく計画として位置付けるため、所定の修正を行いました。さらに、平成24年7月に県内並びに埼玉・千葉・茨城・栃木・群馬を配置するなどの取り組みを行っており、また、今後さらなる取り組みを進めるため、「本宮市震災・原子力災害復興計画」第1版及び第2版の策定趣旨を基本として第3版を策定することとします。

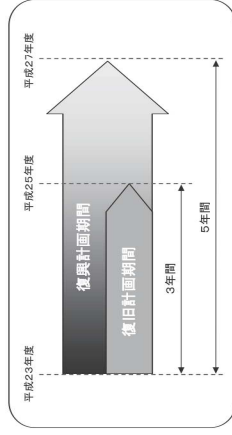
## II 復興方針

### 1 計画の位置づけ

復興計画は、本宮市第1次総合計画（平成21年度～平成30年度）の基本本義期に示す基本理念を踏まえ、将来像及び基本目標を再掲するため、乗り越えなければならない今回の震災及び原子力災害について、早期復興に向けた取り組みを優先課題とし、その対策を示す特別な計画として位置づけます。なお、復興計画は、国・県の方針や社会情勢、経済情勢の変化及び関連する各種計画の変更などにより、必要に応じて見直しをすることとします。

### 2 計画の期間

復興計画の計画期間は、平成23年度から平成27年度までの5年間としますが、社会基盤・教育施設等の復旧計画期間については、平成23年度から平成25年度までの3年間とします。



### 3 計画が目指す復興後のまちの姿

復興の課題と目標を念頭に置いて復興に取り組んでいきますが、わたしたちのまちが安心して暮らせるまちとして再生し、そしてすべての市民が未来に希望をもち震災前以上の元気を取り戻すため、復興計画が目指すまちの姿を

『安全と安心を大きな夢につなげる』『福島の入そのまち』  
 『水と緑と心が結びあふるまちに輝くまち』  
 『水と緑と心が結びあふるまちに輝くまち』  
 と掲げ、総合計画が定める将来像

『安全と安心を大きな夢につなげる』  
 『水と緑と心が結びあふるまちに輝くまち』  
 につなげていくこととします。  
※本宮市が福島県の国庫用地に位置し、震災の被害も甚だしいことから、『福島の入そのまち』としてPRを展開していくこととしています。

### 4 復興の目標と施策体系

#### 目標1 多様な世代が安全・安心を実感する暮らしの再生

施策1-1 生活再建支援施策対策
施策1-2 復興対策
施策1-3 防災防衛対策
施策1-4 被災学生生活再建支援
施策1-5 災害被害軽減対策の強化

#### 目標2 地産資源の復旧と産業再生による復興

施策2-1 社会基盤・教育施設等の復旧整備
施策2-2 産業再生対策
施策2-3 風評被害対策

#### 目標3 交流と連携による復興の推進

施策3-1 安心を生む自治体連携体制の構築
施策3-2 復興につなげる自治体間交流の推進

#### 目標4 未来社会の創造につなげる再生可能エネルギーの推進

施策4-1 再生可能エネルギーの推進
--------------------

5 復興に向けた取り組み

震災と原子力災害によって、わたしたちの生活環境と生活サイクルが大きく変化し、必要でない経済的、精神的負担を強いられています。また、平成25年5月時点で回復の兆しがあるもの、いまだ、放射線の健康に対する影響を心配する子育て世代を中心とした自主避難者も多くおられます。このような状況から、一日も早く東日本震災以前の状況に復活し、さらに復興へと進み次代を担う人たちに継承していくことが重要であるという想いを抱いているところです。

そこで、復興の目標を設定し取り越えるべき課題について、その解決及び解消の方策を具体的に復興のための施策として取り組んでいます。

目標1 多様な世代が安全・安心を享受する暮らしの再生

課題1-1-1 生活環境放射線除染対策

【現状と課題】

○東日本大震災による原発事故で飛散した放射性物質により、市民生活の安全度が懸念されることから、市内における空間放射線量の状況の把握とその情報の開示が必要となっています。

○生活空間、特に空間放射線量の高い地域や学校・保育所等の施設及び通学通園路等子どもたちの活動区域については、空間放射線量の低減化を図るため、早急に放射線物質の除去が必要となっています。

○水道、下水道及び農業集排水施設について、市民の安心感を高めるために施設が必要となっています。

○市内全域の除染により、膨大な量の放射性物質を含む土砂等が発生するため、仮置き場設置を含む除染手法と体制の整備が求められています。

具体的な取り組み

(1)空間放射線量の把握と情報開示

・生活空間の放射線量については、主要公共施設等を定点測定地とし測定を実施するほか、学校等についても文部科学省が設置したリアルタイム線量測定システムの測定結果により監視するとともに、空間放射線量の測定を実施し、市民の安心感を高めることにも、学校・保育所等の施設及び通学通園路等子どもたちの活動区域については、最優先に除染に取り組み、空間放射線量の低減化を図っていますが、その後の空間放射線量の推移について継続して測定し、

監視を行っていきます。

- ・空間放射線量の測定結果については、ホームページにて公開していくほか、広報もみや号外版等にて随時お知らせいたします。

【主な事業・取組】

事業又は取組	概要	期間(年度)
空間放射線量メッシュ測定(モニタリングポスト)	市内をメッシュ区分(6km×5km)し、市役所、日京総合支所及び地区公民館等の指定測定地において、地上から1mの高さで放射線量を測定する。	H23～
学校等空間放射線量測定(リアルタイム線量測定システム)	校庭や園庭の除染を実施した市内全校舎設置のリアルタイム線量測定システムの利用を促進するとともに、園内外及び除染長土壌立地の空間放射線量を測定・監視する。	H23～

(2)生活空間における放射線除染の推進

- ・市内全域の除染は、具体的な手法や実施時期等詳細を記述した「本市放射線除染計画」に基づいて実施します。
- ・日常生活環境における空間線量率については、今後2年間で1マイクログローベール/時を超え、平成23年9月時点の空間線量率が1マイクログローベール/時以下の地域においては、平成25年8月末までに、平成23年8月末に比べ約50%低減させることを目指します。
- ・学校・保育所等の施設及び通学通園路等子どもたちの活動区域については、最優先に除染を行います。
- ・住居等が近接する森林については、2年後までに一般公衆の推定被ばく線量について追加被ばく線量が年間1ミリシーベルト以下程度までの空間線量率の低減に向けて除染を行います。

【主な事業・取組】

事業又は取組	概要	期間(年度)
学童等除染事業	市内の全小中学校及び幼稚園・保育所等について、砂遊び及び園庭の遊具の洗浄等の除染を実施する。	H23
放射線量低減化対策事業	行政区や町内会などの団体が実施する通学路及び通園路の空間放射線量の低減活動について、補助金を交付する。	H23～
住宅除染事業	住宅の所有者と除染手法等の協議により、屋根、壁面、雨樋、側溝等の清掃、庭木の剪定や軒下などの除染を行う。	H24～

	また、住居等近接する森林除染も併せて行う。
--	-----------------------

(3)水道、道路(側溝)、下水道及び農業集排水施設の放射線除染の推進

・市民が安心して利用できる水道水を提供するため、早期に水道施設の除染を完了します。また、道路(側溝)、下水道及び農業集排水施設についてもできるだけ早い時期に除染を完了します。

【主な事業・取組】

事業又は取組	概要	期間(年度)
水道施設の除染	浄水場(軟化、建物)、配水池について計画的な除染を行う。	H24～
道路(側溝)の除染	道路(側溝)について計画的な除染を行う。	H25～
下水道施設の除染	雨水排水ポンプ場(軟化、建物)及び汚水ポンプ場(軟化、建物)について計画的な除染を行う。	H24～

(4)放射線除染手法の確立と実施体制の整備

- ・除染手法については、効果が見込める手法を積極的に取り入れて実施していくこととします。
- ・市内の生活環境の除染及び自家消費用農林畜産物の放射能モニタリング検査体制を強化します。

【主な事業・取組】

事業又は取組	概要	期間(年度)
宮市放射線除染モニタリングセンターの設置	住宅除染についての専門体制を整備し、住宅除染を推進する。自家消費用農林畜産物の放射能モニタリング検査については、平成24年度において、検査機器の増設と人員体制を強化するなど、検査体制の整備強化を図る。	H24～

課題1-2 健康対策

【現状と課題】

○市民の不安解消や風評被害を防止するため、正しい放射線についての知識の普及啓発が必要となっています。

○生活用水(水道水、井戸水)や農林畜産物の安全性を確保するなど、市民の安心感を高める必要があり、子どもたちの健康への影響について、市民の不安解消を図る必要があり、放射線の健康への影響に

ついて市民の関心と不安が高まっており、その対応が必要となっています。特に妊婦や子どもを持つ親の不安解消を図る必要があります。

- 住環境、教育環境の変化や家族・友人関係の変化、さらには家族がばらばらに避難生活を強いられているケースもあり、子どものみならず大人も多くのストレスを受けているため、きめ細やかな心のケアが必要となっています。

○低線量長期被ばく等による健康被害から市民の健康を守るため、長期にわたる健康影響調査をおし健康の保持・増進プログラムの構築が必要となつていきます。

具体的な取り組み

(1)放射線の健康に関する正しい知識の普及促進

- ・市民生活の不安解消や風評被害を防止するため、市民向けの説明会や講演会等の開催、パンフレットの配布を実施し、放射線についての正しい知識や対処方法等の普及促進に努めます。

【主な事業・取組】

事業又は取組	概要	期間(年度)
放射線に関する説明会や講演会の開催	食生活における放射線物質の摂取(講演会・調理実習)を開催する。市民向けの放射線に関する説明会や講演会を開催する。	H23～

(2)市民の食の安全確保

・水道水及び井戸水については、放射能モニタリング検査を開始してから放射能は検知されていませんが、市民の安心感を高めるため継続してモニタリングを行います。

- ・市民が栽培した自家消費用農林畜産物の放射能モニタリングについては、検査体制を充実・強化し実施していきます。
- ・児童、生徒の学校給食の安全性を確保するため、学校給食について放射能モニタリング検査を実施します。

【主な事業・取組】

事業又は取組	概要	期間(年度)
水道水モニタリング検査	水道水の定期的な放射能モニタリング検査を実施する。	H23～
井戸水モニタリング検査	自家消費用農林畜産物の放射能モニタリングを委託する市民については、随時一定量の井戸水を預かり、放射能モニタリング検査を実施し、後日検査結果を連絡する。	H23～

農産物等放射能モニタリング検査	自家消費用農林畜産物の放射能モニタリングを希望する市民については、本市放射能除染・モニタリングセンター、自訳測定所及び罪犯測定所において随時行う。	1223～
学校給食の放射能モニタリング検査	給食センター及び自校給食校に放射能モニタリング検査機器を配備し、放射能モニタリング検査により安全性を確保した上で給食の配食を行う。	1223～

**(3)市民の心身ケア(ストレス対策)の推進**

- ・心の健康についての普及啓発と心の健康づくり事業を展開するとともに、乳幼児や家族にに対してのケアを行います。
- ・屋外遊びを確保している子どもたちの心身ケア対策として、子ども運動機会を確保するため、屋内遊び場や除染を徹底した屋外遊び場整備・改修、さらに他市町村との交流行事を進めるなど、子育て世帯が安心して活動できる環境の充実を図ります。

【主な事業・取組】

事業又は取組	概要	期間(年度)
心のケアの実施	臨床心理士等の専門家による相談事業を実施する。 毎週水曜日、希望ホットライン(電話相談)と対面相談を実施する。 乳幼児除染や健康相談を活用し、母親や家族の心のケアを行う。	1223～
屋内・屋外遊び場づくり	屋外遊びを控えている子どもたちに安心して遊べる場所として「えぼか」の利用を促進する。また、平成24年度ににおいて白沢保健センター内に屋内遊び場を確保した上で、遊具等を整備する。さらに平成25年度以降、屋内遊び場を拡充するとともに、肥後町の社会福祉会等として整備・改修し、屋内・屋外遊び場全体を1ステップアップさせる。子どもたちが安心して活動できる環境をつくる。	1223～ 1224～
他市町村との児童・生徒の交流事業	埼玉県上尾市をはじめ他市町村と児童・生徒の交流事業を実施する。	1223～
体験活動促進事業	福島第1原子力発電所の事故の影響により、屋外遊びの機会が減少している子どもたちのために、各種体験活動を促進する。	1224～

- (4)健康不安の軽減と長期的な健康管理対策**
- ・放射線の影響を受けやすい子どもたちについて、外周部はく調査を継続して実施するとともに、全市民を対象に、ホールボディカウンターによる内部被ばく検査を継続して実施します。
  - ・市民の検査・検診情報等の履歴を活用するとともに、市内医師による懇話会などの情報の共有と協力連携を図りながら、長期的な健康管理を行います。

【主な事業・取組】

事業又は取組	概要	期間(年度)
放射線外部被ばく調査	ガラスパジャマや寝具式個人線量計の装着により外部被ばく調査を実施する。	1223～
検査	18歳以下の子どもの対象に、甲狀腺検査を継続して実施する。 全市民を対象(子ども優先)としたホールボディカウンターによる内部被ばく検査を継続して実施する。	1223～
血液検査	国民加入者(40～74歳)及び一般健康診査(30～39歳)を対象とした白血球数や血小板数の血液検査を実施する。	1224～
保健指導管理事業	市民の検査・検診情報等の履歴を市民健康管理データベースに保存し、健康教育・相談・指導に活用することで長期的な健康管理を行う。	1223 以前～
市内医師懇話会との協力連携	市内医師との懇話会を開催し、定期的な情報交換会と連携により、長期的な健康管理対策の推進を図る。	1223～

**(5)市民の健康保持増進対策**

- ・市民検診や健康診断、各種予防接種の充実を図り、生活習慣病の予防や病気の早期発見、早期治療を目指します。
- ・市民の健康診査等のデータベースの活用と保健指導、健康相談の充実により、市民の健康保持増進を図ります。

【主な事業・取組】

事業又は取組	概要	期間(年度)
健康診査事業	一般健康診査(30歳代) 胸検診、人間ドック等(40歳、50歳)を実施する。 生活習慣病の集団及び施設検診を実施する。	1223 以前～
予防接種事業	定期予防接種のほか、任意予防接種については、高齢予防接種(ワクチン)を実施するとともに、おたふくかぜ、水痘予防接種を実施する。	1223 以前～

事業又は取組	概要	期間(年度)
保健指導・健康相談の実施	クチン接種費用の助成を行う。 市民健康管理データベースを活用し、市民一人ひとりに合った適切な保健指導、健康相談を行う。	1223 以前～

施策1-3-3. 損害賠償対応

【現状と課題】

- 今回の原子力災害による放射性物質の環境汚染により、すべての市民はかつてない不安と恐怖を経験するとともに、精神的苦痛を受けています。
- 農林畜産物に係る放射性物質による出荷停止や、放射線量が基準値内であっても消費者の不信感から販売不振により価格が下落するなど、農業所得が激減し農家の生活が厳しい状況にあります。
- 商業においては、農林畜産物を含む他元素品類の販売不振や、商品の取引価格による売上減少など、経営に深刻な影響が出ています。
- 工業においては、工業出荷製品の放射能測定による放射線量の表示が義務づけられ、基準値を超える放射線量が検出されると返品されるなど、厳しい状況にあります。
- 観光産業にあつては、県内全域において観光客が激減し、物産品の販売額の減少など本市への影響も少なくありません。

□具体的取組の進め

(1)原子力災害による全ての損害に対する賠償要請

- ・東京電力に対し、原子力災害及び臨評被害等原子力災害に関連する損害を受けたすべての市民の物的・経済的被害及び、農業、商工業、観光業の各事業者に対する十分な損害賠償を強く求めていきます。

【主な事業・取組】

事業又は取組	概要	期間(年度)
東京電力に対する損害賠償支払いの要請	国及び県から十分な損害賠償の支払いに応じるよう東京電力に対して働きかけを行う。	1223～

(2)市民の原子力災害損害賠償の請求支援

- ・市民の賠償手続きの支援や、損害賠償に関する公的機関情報の提供に努めます。

事業又は取組	概要	期間(年度)
原子力災害損害賠償相談窓口の開設	東京電力に対し市内に原子力災害損害賠償相談窓口の開設を要請し、平成23年12月に開設。	1223

施策1-4. 被災者生活再建支援

【現状と課題】

- 震災により家屋が損壊した世帯においては、その撤去費用の負担が大きくなり、生活再建を目的とするに至っていません。また、損壊家屋を放置することで、2次被害を誘発する恐れがあることから、早急に解体撤去が必要となつていきます。

□具体的取組の進め

(1)被災者の生活及び住宅再建支援

- ・生活保護費に加え2次被害を回避するため、家屋の解体撤去の支援を行います。
- ・震災により住宅が損壊した世帯に住宅再建の資金貸付を行うとともに、災害見舞金及び修繕見舞金を支給します。
- ・震災により住宅を失った被災者及び市内に転居を希望する方々の生活の早期安定を支援するため、被災者用の公営住宅の確保に努めます。

【主な事業・取組】

事業又は取組	概要	期間(年度)
相隣芝居等の解体撤去支援	震災による被害により全壊、大規模半壊、半壊した住宅や物置、倉庫、事務所等について、平成23年12月28日までの申請により市が解体を実施する。また、一定時期まで自己解体した家屋等については、補助金を交付する。	1223～
住宅再建資金貸付事業	住宅が半壊以上被害に100以上の被害を受けた被災者に対し、巨額財産により再建資金の貸付を行う。	1223～
災害見舞金支給	住宅が半壊以上損壊の被害を受けた被災者に対し、見舞金を支給する。	1223～
被災住宅修繕見舞金支給	住宅が一部損壊した被災者に対し、住宅修繕見舞金を支給する。	1223～

図表 1-5 災害対策避難対策の強化

【現状と課題】

○今回の震災時における対応から、家庭用機器やライフラインの停止等による避難対策者に対する正確かつ迅速かつ正確な避難に関する情報の伝達や、避難経路の確認及び避難場所の確保が求められています。特に、本宮駅周辺など人口が密集する地域についての避難対策が必要となっています。

□具体的取組の取組

- (1)避難対応の強化
  - ・本宮市地域防災計画における避難要領の見直しを行い、災害時の避難対策者に対する避難場所等の避難情報の伝達体制及び防災訓練の実施等により、避難対応の強化を図ります。
- (2)避難場所の確保
  - ・災害時における避難経路の点検及び確認を行うとともに、全地区において、指定避難所数及び収容人員を再検討し、災害時における近距離の指定避難所の確保を図ります。
- (3)避難場所の整備
  - ・指定避難場所については、災害用物品の備蓄の充実を図るとともに、太陽光発電システムや蓄電システムの整備を促進し、災害時における新エネルギーの確保を図ります。

目標 2 地頭資源の復旧と産業再生による復興

図表 2-1 社会基盤・教育施設等の復旧整備

【現状と課題】

○県道（主要地方道）や県道と接続する市道（幹線道路、生活道路）が震災により損壊し、通行止め又は片側通行等、通行制限が掛かっており、市民生活における通行の支障となっているとともに、市内物流に影響が出ていることから、早急な復旧が求められています。

○震災により、公共下水道施設及び農業集排水施設並びに水道施設が甚大な被害を受け、震災直日から復旧工事に取組む、市民生活にかかせないライフラインの確保を図りましたが、復旧工事については一部応急的工事にとどまっております。そうした箇所については、早急に本復旧工事を施工する必要があります。

また、水道施設には耐震化が図られていない施設もあることから、現在進めている石綿セメント管の更新と併せて施設の耐震化を図る必要があります。

○震災において多くの教育施設が被災しましたが、中でも校舎が崩壊するほどの大きな被害を受けた本宮第二中学校については、仮設校舎及びび替え体育施設において授業が行われている状況にあることから、校舎及び体育館の再建が急がれます。

また、他の教育施設においても、被災した施設については早急な復旧が必要であるとともに、学校施設等の耐震化計画の対象施設については、計画に基づいた耐震化を進める必要があります。

□具体的取組の取組

- (1)県道（主要地方道）の早期復旧促進
  - ・県道（主要地方道）の復旧については、その通行状況を把握するとともに、早期復旧に向けて県に働きかけを行っていきます。
- (2)市道（幹線道路・生活道路）の復旧
  - ・市道の整備については、通行のための解消、幹線道路・通学路等の生活道路を優先的に、市道の復旧計画により早期完了に向けて計画的な整備を行っていきます。

【主な事業・取組】

事業又は取組	概要	期間（年度）
道路橋りょう災害復旧事業	道路、橋りょうの災害復旧工事。	H23～25

(3)水道施設の復旧と耐震化

・被災箇所の本格的な復旧を最優先に取り組むとともに、緊急時における安定的な水道水の確保を図るため設置された緊急取水設備について適正な維持管理を行っていきます。また、災害に強いワイプラインを確保するため、水道施設の計画的な耐震化に取り組めます。

【主な事業・取組】

事業又は取組	概要	期間（年度）
水道施設災害復旧事業	浄水場、配水池、水道管等の水道施設の災害復旧工事。	H23～24
水道施設耐震化事業	水道管及び浄水場の耐震化を計画的に実施する。	H23～

(4)下水道及び農業集排水施設の復旧

・下水道及び農業集排水水について、良好な生活環境を保持継続するため、被災箇所の本格的な復旧を最優先に取り組めます。

【主な事業・取組】

事業又は取組	概要	期間（年度）
下水道、農業集排水施設等災害復旧事業	汚水管、雨水管、マンホール等の下水道、農業集排水施設の災害復旧工事。	H23～24

(5)保健施設及び社会福祉施設の復旧

・被災した保健施設や社会福祉施設について、良好な施設の利用環境を回復するため、早急に復旧整備を進めます。

【主な事業・取組】

事業又は取組	概要	期間（年度）
保健施設復旧工事	えびか、白沢保健センター改修工事	H23
社会福祉施設復旧工事	白沢保育園、老人福祉センター、老人憩いの家等の修繕、改修工事。	H23～H24

(6)学校教育施設の復旧

・本宮第二中学校を始めとする被災した学校教育施設については、早期に復旧整備を行います。

【主な事業・取組】

事業又は取組	概要	期間（年度）
本宮第二中学校校舎改築事業	本宮第二中学校の校舎、体育館及びび替え体育施設工事。	H24～25
白沢中学校法面復旧工事	白沢中学校校庭の法面復旧工事。	H24～25

(7)生涯学習施設の復旧

・被災した生涯学習施設については、平成24年度中に一部利用可能な状態とし、平成25年度には完全な復旧に向けた施設整備を行います。

【主な事業・取組】

事業又は取組	概要	期間（年度）
生涯学習施設復旧工事	白沢カルチャーセンター、白沢体育館、B&G海浜センター等の敷地、建物等の改修工事等。	H23～24
歴史民俗資料館改修工事	歴史民俗資料館改修工事	H24～25

(8)教育施設等の耐震化

・学校教育施設、生涯学習施設及び保育所における安全な施設環境を確保するため、学校施設等耐震化計画を見直しながら、計画的な耐震化を進めます。

【主な事業・取組】

事業又は取組	概要	期間（年度）
学校施設等耐震化事業	学校教育施設、保育所について、学校施設等耐震化に基づき計画的に耐震化を実施する。	H23 以前～
生涯学習施設耐震化推進事業	建設後一定期間経過年している生涯学習施設について、耐震診断を行ったうえで、計画的に耐震化を実施する。	H24～

図表 2-2 産業再生対策

【現状と課題】

○農業者の農地における作業空間の確保と、農業生産を再開できる条件の回復を図り安全な農作物を消費者に提供するため、農地個別毎に放射線物質濃度の低減化に有効な除染が必要となっています。

○農薬については、店舗等の損壊や放射能に起因する売上減少するなど、先行きの不安から廃業を余儀なくされている事業所も見られます。こうしたことから、商工会を盟とした会員は30事業所に達しており、地域経済に深刻な影響が出ています。

○工業については、震災により産業機械や建物への損害による、休業停止や、部品調達が出来ないため工業製品が出荷できないなどの被害が生じており、再生に向けた支援が必要となっています。

□具体的取組の取組

- (1)放射線除染による農地の再生
  - ・農地の除染に当たっては、専門アドバイザーの助言を受けながら効果的な方法を選択しながら進めていきます。
  - ・農地の除染は、推定年間被ばく線量が2.0ミリシーベルトを下回っている地域において、2年後までに50%の低減、長期的には1ミリシーベルト以下程度に年間放射線量を引き下げるとともに、土

塚からの農作物への放射性セシウム移行の低減を図るため、土壌中の放射性セシウム濃度を可能な限り低下させる効果的な方法により除染を行います。

【主な事業・取組】

事業又は取組	概要	期間(年度)
農用地の除染	吸着剤を併用し、反転耕による土層の反転又は深耕、表土の前取りを行う。 ※除染実施後は必要に応じて、客土及び土壌改良を行う。 果樹等は、種類に応じ根茎切り又は高圧洗浄機による洗浄や予定を行う。	H24～H26
農業用施設の除染	水路等の堆積物の除去を行う。	H24～
森林の除染	針葉樹については、成長を損なわれない程度まで枝葉の除去を行う。 落葉葉の堆積有機物の除去を行う。	H24～

(2) 商業・観光の再生

・震災と放射能被害により経営環境が悪化している商業、観光業を再生するため、本宮町及び周辺町の商業地域の整備により地域経済の点検づくりを進めます。

(3) 企業再生に向けた支援

・震災により被災した企業等について、国、県の支援制度の活用促進と、市の再生支援制度による支援を行います。

【主な事業・取組】

事業又は取組	概要	期間(年度)
ふるくし産業復興圏投資促進特区制度による支援	県と共同申請によるふるくし産業復興圏投資促進特区に立地している又は立地を予定している製造業等企業の申請状況について、各種税の優遇措置を行う。 また、工場立地に係る緑地・環境施設の敷地内借付期間の緩和を行う。	H24～
金融機関借入金利子補給	震災からの復興のため、平成23年度において日本政策金融公庫(旧国民生活事業)・経済政策資金・東日本大震災復興特例資金を借入れた事業所に対して借入金の利子を補給する。	H23～

(4) 企業立地支援の強化

・本宮市への立地により再生を目指す企業について、地域経済の活性化と雇用を確保するため、立地しやすい環境の整備と立地に向けたきめ細やかな支援を行います。

【主な事業・取組】

事業又は取組	概要	期間(年度)
企業立地促進事業	企業の立地意欲を誘発するため、優遇措置による支援と、立地しやすい環境を整える。	H23以前～

随時2-3 風評被害対策

【現状と課題】

○原子力災害による放射能汚染という全国的なイメージから、農林畜産物にあつては県内外における消費が落ち込んでおり、まずは市内の消費者に対する安全・安心イメージの醸成など、早急な対応が必要となっています。

○東日本大震災に加え原子力災害による風評被害などにより、本市の農工商業者は厳しい経営環境におかれていることから、商工業の復興のための取組が必要となっています。

○風評被害により観光客が激減し、観光産業に大きな影響を受けていることから、観光客を呼び戻す取組が必要となっています。

口具体的取組の紹介

(1) 農林畜産物の安全性PRによる販路及び販売促進体制の再構築

・市内農林畜産物の市場信頼確保のため、県が実施している放射能モニタリング検査結果及び市が実施している自家用産物測定結果等を広く発信する。  
・情報発信の機会を拡げることも、来期の全農全袋検査を行うなど、IA等関係機関との連携により安全・安心な農林畜産物の流通・販路及び販売促進体制の再構築を図ります。

【主な事業・取組】

事業又は取組	概要	期間(年度)
放射能物質測定結果の発信	市ホームページを通じて、県のモニタリング検査結果及び市の自家用産物測定結果等を広く発信する。	H23～
首都圏トップセール	あだち地域農業振興協議会による、市場調査、ネットアップイベント等、トップセラーズを通して安全性PRを行う。	H23～

米の全農全袋検査	関係機関との連携により、米の全農全袋検査を実施する。	H24～
----------	----------------------------	------

(2) 物産展示会等におけるPRの強化

・県内外における物産展示会等を紹介するイベントにおいて、正確な情報を発信するとともに市内物産品のPRを行います。  
・交流都市において、十分なサンプリング調査(放射能モニタリング)を行った市内農林畜産物のPR活動を展開します。

【主な事業・取組】

事業又は取組	概要	期間(年度)
本市物産品首都圏販売促進	市内の産物販路を促進する団体等との協力による本市産品のPR、販路を強化する。	H23～

(3) 商工業への支援の強化

・魅力ある商店街を形成するためのにぎわいの創出や、各事業者の連携を図るための事業。また、経営強化のための支援を行います。

【主な事業・取組】

事業又は取組	概要	期間(年度)
中小商業活力向上事業	空き店舗貸付事業やイベント事業を開催する。	H23～

(4) 観光施設への誘客促進

・県内外の観光キッズメンバー等に参加しながら、市内観光施設のPRと安全・安心を発信すると共に、市内観光地巡り事業などを実施し誘客促進に努めます。

【主な事業・取組】

事業又は取組	概要	期間(年度)
観光案内・宣伝事業	各種イベント等への参加によるPR活動 観光案内、宣伝事業 観光案内、宣伝事業 観光案内、宣伝事業	H23以前～

目標3 交流と連携による復興の推進

随時3-1 安心を生む自治体連携体制の構築

【現状と課題】

○震災時の混乱した状況下、全国自治体及び企業等から多くの物的支援をいただくとともに、県内府づくりに関係する入居支援をいただく大きな成果を挙げたことから、今後は、仙台市や友好都市等を含めた自治体との連携・支援体制の強化が重要となっています。

口具体的取組の紹介

(1) 地自治体との災害支援体制の強化

・全国各地で「へそ」や「まんなか」をアピールする7自治体で構成される「全国へそまち協議会」に本市も「福島のへそ」のまちとして加盟し、災害時ににおける人的・物的な相互支援体制を構築します。

・消防機関の原子力災害派遣時に、本市に拠点を置いたことが縁で友好支援をいただいている埼玉県上尾市と継続的な交流を進めるとともに、災害時における人的・物的な相互支援体制を構築します。

【主な事業・取組】

事業又は取組	概要	期間(年度)
災害相互応援協定の締結	平成23年11月に埼玉県上尾市と、平成24年1月に「全国へそまち協議会」加盟7市町村とそれぞれ災害時相互応援協定を締結。	H23

随時3-2 復興につなげる自治体間交流の推進

【現状と課題】

○原子力災害による放射能の不安から、子どもたちの戸外におけるスポーツや公園における遊戯などの機会が多く見受けられ、運動する機会や子ども同士の交流が減少してきていることから、そうした機会の提供が必要となっています。

○放射能の風評被害により市内物産品の消費が落ち込んでおり、都市交流による物産品のPRや販路拡大が求められています。

口具体的取組の紹介

(1) ささまざまな分野における都市交流の推進

・「全国へそまち協議会」の加盟7自治体や埼玉県上尾市と児童・生徒の文化交流やスポーツ交流や相互物産品贈答、地域文化・イベント交流等により人材育成や地域振興を図ります。

・埼玉県上尾市と、さらなる親善を深め両市の発展を図るため、友好都市協定の締結を行います。

【主な事業・取組】

事業又は取組	概要	期間(年度)
スポーツ交流事業	原子力災害による放射能の不安から運動する機会や、子ども同士の交流を推進する機会や、子ども同士の交流	H23～

くならない子供たちに対して、埼玉県上尾市等においてスポーツを通じた各種交流事業を行う。	
物流展交流事業	H23～
友好都市協定の締結	H25

目標4 未来社会の創造につなげる再生可能エネルギーの推進

施策4-1 再生可能エネルギーの推進

【現状と課題】

○今回の原子力災害は、原子力エネルギー及び炭素エネルギーから再生可能エネルギーへのシフトについて考える契機となっていることから、自然・太陽光エネルギーなど再生可能エネルギーの導入に向けた取り組みが必要となっています。

□具体的取組の進め

- (1)再生可能エネルギーの啓蒙
  - 再生可能エネルギーの有効性と必要性について、市民、事業者の理解を深めるため、「本宮市地域新エネルギービジョン（平成22年2月策定）」を基本に、地域温暖化問題、省エネルギー、新エネルギー（太陽熱利用、バイオマス熱利用、太陽光発電、風力発電、中小規模水力発電等）などに係る情報提供に努めます。
- (2)新エネルギーの普及と導入支援
  - 「本宮市地域新エネルギービジョン」において、再生可能エネルギーのうち、特に導入を促進すべきエネルギーとして新エネルギーについては、同ビジョンの導入計画に基づき、補助制度の整備や農業分野での取組、水資源を活用した取組などにより、導入推進を図ります。

【主な事業・取組】	概要	期間（年度）
事業又は取組 太陽光発電システム設置支援事業	市民（個人）が行う太陽光発電システム設置に対する支援（補助）を行う。	H23 以前～
廃食用油回収事業	家庭より排出される廃食用油を収集し、環境にやさしいバイオディーゼルの原料に精製し利用を図る。	H23 以前～

(3)公共施設への新エネルギーの積極的導入

- 今後、新たに建設又は改修される公共施設については、新エネルギー設備を導入することを基本に建設を行うこととします。
- 平成25年度に、国において震災の被災地域の復旧、復興や電力供給の強迫への対応と、再生可能エネルギー等の地域資源を徹底活用した災害に強い自立分散型のエネルギーシステムの導入による環境先進地域づくりを目指すことを目的にグリーンニューデューン基金が創設され、平成27年度まで事業が実施されます。中では、この基金を活用し、新エネルギーの積極的導入を図っていきます。

【主な事業・取組】

事業又は取組	概要	期間（年度）
太陽光発電システム導入事業	五百川幼稚園総合施設（H23）に19.6kW、岩根小学校後援会に10.2kW、本宮小学校（H24）15.5kW、荒井地区高齢者ふれあいプラザ（H24）5.1kW、本宮市役所本庁舎（H24）19.4kW、本宮市役所白鷺総合支所（H24）19.4kW、自営公民館（H24）7.7kW、本宮第一中学校体育館（H25）15.2kW、分門二小中学校（H25）19.0kW、本宮第一小学校（H25）15.0kWの太陽光発電システムを稼働する。 ※数値は、最大発電能力	H23～H25

6 復興のための財政基盤の構築

本宮市は、合併後に財政健全化計画を策定し、市民の皆さんの理解と協力のもと計画に沿って健全な財政運営に向けて事業の効率化とコスト削減に取り組んでまいりました。計画策定から4年目を迎え、医療補助成や健康増進などの市民のサービス拡充を図りながら、教育施設等の産業化事業、各種建設事業などについても計画的な実施を進めながら健全な財政運営へと近づいてきています。

しかしながら、今回の震災及び原子力災害により、莫大な財源を必要とする復旧及び復興事業を進める事態となっています。特に、住宅等の除染については、国により措置されますが、今後さらなる費用がかかると見込まれています。

本宮市が、今回の震災及び原子力災害から早期に復旧及び復興を果たすため、財政健全化計画において新たな財政運営の考え方により財政基盤を構築し、この礎を築き固めることとします。

【新たな財政基盤の構築】

- (1)国、県の制度を最大限活用した財源確保
  - 復旧及び復興事業の財源については、国、県の補助制度及び災害復旧債等の交付税措置が有効な起債を最大限活用し、現財政健全化計画において実施を見込んでいた事業への影響を減らします。
- (2)本宮市震災・原子力災害復興基金の創設と効果的な運用
  - 復旧及び復興事業の事業費については、現段階では推測が不可能であることから、基金総額5億円程度を目途とした基金を創設し、本宮市が復興するため必要となる事業や長期的に取組むことが想定される放射線被ばくから市民の健康管理や放射能対策についての財源として活用していくこととします。なお、積立につぎましては、県からの復興支援交付金などの復興のための交付金を充てるほか、繰越金や地方交付税の一般財源として見込み、平成23年度において目標額を確保します。
- (3)財政健全化計画による財政状況の検証と事業の見直し
  - 復旧及び復興事業の基盤と基金の新設により、財政運営に大きな影響を受けることとなるため、適時に財政健全化計画において財政状況のシミュレーションにより検証を行い、必要であれば健全化計画において基礎を予定している事業について、その実施時期や事業内容を見直すこととします。

III 市民の心を一つにしてつなぐ復興の想い

1 市民憲章の制定

「市民憲章」は、市としての理念やまちづくりの方向を明らかにし、市民一人ひとりが主体的かつ実践的にまちづくりに参画するための共通の「行動規範」、「道しるべ」となるものです。

この「市民憲章」は、合併協定において「市民憲章については、新市において新たに制定を検討する。」と規定されておりましたが、今回の震災及び原子力災害を乗り越え、早期に復興するには、すべての市民の皆さんの協力と理解が必要となります。

そこで、市民の皆さんの心を一つにし、この苦難に立ち向かい、本宮市の未来を築くため、「市民憲章」を制定することとします。

2 市民の歌の制定

今回の震災及び原子力災害を乗り越え、わたしたちのまちが安心して暮らせるまちとして再生し、そしてすべての市民の皆さんが未来に希望をもち元気を取り戻すことができるように、また、子どもたちからお年寄りまで幅広く市民の皆さんが親しみをもって歌い継ぎ、郷土愛を深めていただくために、「市民の歌」を制定することとします。

3 復興の誓いの関係

世界中が震撼した平成23年3月11日という震災の日を決して忘れないとともに、この日に起こった私たちが体験したことのない未曾有の災害を風化させることなく、未来を担う子どもたちの世代に正しく伝えて行くため、また、市民の皆さんが著大な復興を感じ希望を持って復興を進めていくため、毎年3月11日には復興祈念行事として、「本宮市復興の集い」を市民の皆さんと共に開催していくこととします。

## 【主な事業・取組一覧】

施設	事業又は取組	期間（年度）
1-1(1)	空間放射線モニタリング測定（モニタリングポスト） 学校等空間放射線濃度測定（リアルタイム濃度測定システム）	R23～ R23～
1-1(2)	学校等除染事業	R23
1-1(3)	放射線基礎強化対策事業	R23～
1-1(4)	住宅除染事業	R24～
1-1(5)	水道施設の除染	R24～
1-1(6)	下水道施設の除染	R24～
1-2(1)	本市市放射線除染・モニタリングセンターの設置	R23～
1-2(2)	放射線に関する説明会や講演会等の開催	R23～
1-2(3)	水道モニタリング検査	R23～
1-2(4)	非汚水モニタリング検査	R23～
1-2(5)	農産物等放射能モニタリング検査	R23～
1-2(6)	学校給食の放射能モニタリング検査	R23～
1-2(7)	心のケアの実施	R23～
1-2(8)	屋内・屋外遊び場づくり	R23～
1-2(9)	他市町村との見直し・生復の支援事業	R23～
1-2(10)	体験型動画制作事業	R24～
1-2(11)	放射線外部測定ばく測定	R23～
1-2(12)	放射線内部測定ばく測定	R23～
1-2(13)	血癌検査	R24～
1-2(14)	保健指導管理事業	R23 以降～
1-2(15)	市内医師懇話会との協力連携	R23～
1-2(16)	健診診察事業	R23 以降～
1-2(17)	予防接種事業	R23 以降～
1-3(1)	保健指導・健康相談の実施	R23 以降～
1-3(2)	東京電力に対する損害賠償支払いの要請	R23 以降～
1-4(1)	原子力災害損害賠償相談窓口の開設要請	R23
1-4(2)	相談家庭等の解体撤去支援	R23・R24(解体のみ)
1-4(3)	災害復旧資金貸付事業	R23～
1-4(4)	災害見舞金支給	R23～
1-4(5)	被災住宅修繕見舞金支給	R23～

施設	事業又は取組	期間（年度）
2-1(2)	道路橋りょう改善復旧事業	R23～25
2-1(3)	水道施設改善復旧事業	R23～24
2-1(4)	水道施設修繕費事業	R23～
2-1(5)	下水道・農業集落排水施設改善復旧事業	R23～24
2-1(6)	放射線復旧工事	R23
2-1(7)	社会福祉施設復旧工事	R23～R24
2-1(8)	本市第二中学校校舎等改築事業	R24～25
2-1(9)	自民中学校法面復旧工事	R24～25
2-1(10)	生涯学習施設復旧工事	R23～24
2-1(11)	歴史民俗資料館改修工事	R24～25
2-1(12)	学校施設等耐震化事業	R23 以前～
2-1(13)	生涯学習施設耐震化推進事業	R24～
2-2(1)	農用機の除染	R24～R26
2-2(2)	農産物産物の除染	R24～
2-2(3)	森林の除染	R24～
2-2(4)	ふくしま産業復興促進進捗区制度による支援	R24～
2-2(5)	金融機関借入金利子補給	R23～
2-2(6)	企業立地推進事業	R23 以前～
2-3(1)	放射性物質測定結果の提供	R23～
2-3(2)	首都圏トップセールス	R23～
2-3(3)	来の全県全容検査	R24～
2-3(4)	中小企業活力向上事業	R23～
2-3(5)	観光案内・宣伝事業	R23～
3-1(1)	災害相互化協定の締結	R23 以前～
3-2(1)	スポーツ交流事業	R23～
3-2(2)	物産品交換事業	R23～
4-1(1)	友好都市協定の締結	R25
4-1(2)	太陽光発電システム設置支援事業	R23 以前～
4-1(3)	廃食用油収集事業	R23 以前～
4-1(4)	太陽光発電システム導入事業	R23～R25